

1月15日第1回口頭弁論に80名の参加

次回は4月23日(金) 14:30 訴訟の会ニュース NO.3 2021.1.22

第1回口頭弁論を迎えるにあたって1:30から20分間裁判所前で、意見陳述する原告共同代表の大石・櫻井両氏、甲府から参加の川村氏ほかに加え、西ヶ谷、伊藤、阿部、柳川の各弁護士や東京から参加の関島弁護士からの決意表明や挨拶があった。



その後、16席の一般傍聴券抽選に並ぶため横断幕を掲げて裁判所入口まで行進し、倍率は約4倍と予想以上の方々の参加でした。これとは別に特別原告席10と内陣原告席4を合わせ、約30人の原告・サポーターの方が法廷に入ることができた。



抽選に漏れた約50名は弁護士会館3F会議室に移動し、被告からの「答弁書」の概要説明や意見交換を芳賀事務局長の司会により約1時間にわたって行った(内容は裏面)。

法廷内でのやりとりを柳川弁護士と林弘文氏の報告を基に概要を以下に紹介する。

- 1 訴状・訂正申立書陳述
- 2 被告答弁書陳述

原告: 答弁書の求釈明に対する返答は原告において検討するが、被告は訴状に対する認否反論はするのか。

被告: 速やかに行う予定。求釈明の点は今後の円滑な進行にとって必要と考えている。

原告: 被告の反論と並行しながら進める予定。追加提訴も予定しているため求釈明の点についてはこれも見据えて対応を検討する。

被告: 今後意見陳述する場合には早めに陳述書出してほしい。

原告: 今後の期日でも意見陳述の時間をもらえるなら早めに提出するようにする。

裁判長: 今後の意見陳述についても検討する。

続いて、西ヶ谷弁護士から訴状要旨・今後の主張予定の概要について説明に続いて櫻井氏、大石氏から原告意見陳述を行った。

裁判長: 意見陳述書はいずれも主張書面、証拠としては扱わない。今後必要であれば改めて主張書面または陳述書として提出し、今回提出した意見陳述書は第3分類として扱う。

裁判長: 原告において求釈明に対する回答と証拠の出し方検討できるか。

原告: 証拠については被告の認否を踏まえて提出する。証拠のカテゴリは先に検討できるのでなるべく早めに検討する。

被告: 4月15日までに書面提出予定

裁判長: コロナの影響踏まえて進め方検討。裁判所としては進行協議等を活用したい。

今後の期日指定

次回: 4月23日(金) 14:30~

次々回(仮): 7月9日(金) 14:30~

以上、46分で終了

以下の報告は佐野雅之氏および林弘文氏のメモを参考にして纏めました。

待機時間を利用した意見交換の様子

意見としてでたのは、以下の論点でした。

- ・ストップリニア訴訟中間判決が下した原告適格・不適格が行われるのか？
- ・訴状では生存権という観点を主張しているが、人間だけでなく自然（南アルプスの動植物）の生存権も含める必要がある。
- ・裁判だけでなく、署名活動などを通して広く世論に訴える運動が必要であり、関係大臣や国会議員にアピールしたり、他の自然保護団体などと連携するべきだ。

事務局長から、報告集会等でお披露目した「のぼり旗」について、賛同5団体がそれぞれの会の名前を書いて活用してほしいと依頼があった。



報告集会の様子

法廷に参加した弁護士や傍聴人が会議室にもどり、最初に報道関係者からの質問に答えた。

フリージャーナリスト 榎田：法廷で証拠を出してないとあったが、その意味は？

西ヶ谷：訴状のみが証拠になる。証拠とは主張を裏付けるものの意味。被告の認否、反論を待っている。原告が適時に出す。

静岡新聞：認否と反論は？

西ヶ谷：こちらの主張に対して、被告が次回に出す。

NHK：求釈明に関連して、原告は、①水を利用する人、②農工業の水を利用する人、南アルプスの自然を享受する人の3つにカテゴライズできるのでは？

意見陳述した感想を求められ、

櫻井：22年後に長島ダムが満杯になる。樫島まで水が戻せない。西俣まで荒廃が激しい。地下水が無くなる。長島ダムの調整が出来なくなる。

その思いを陳述した。証拠を上げていく。

大石：農業ができなくなる。生活用水で苦労してきた。農業用水で解消してきたが、リニアで自然環境が破壊される。一旦破壊されると影響がでる。自然は正直だ。

朝日新聞：公開の討論を求めていくのか。

西ヶ谷：そうです。

この後、西ヶ谷弁護士が、法廷でおこなった訴状趣旨を、抽選漏れの方々にもパワーポイントによりわかりやすく説明した。

法廷に参加できた弁護士や傍聴者からの感想

傍聴者からは、「素晴らしい意見陳述であった。」「静岡での闘いが非常に大きな位置づけになる。」また、菊川の落合氏からは、「大井川用水がなかったころは水道局から給水していた。水の大切さを言ってもらってよかった。」などの感想があった。



伊藤弁護士から、「西ヶ谷、櫻井、大石の要旨、意見陳述は立派で感動した。困難な山登りが始まるが、山登りの勇気を与えてくれた。南アルプスに行ったことがないが、現地調査がしたい。」と発言があり、阿部弁護士からは、「分かり易いプレゼンスだった。第二回が課題だ。原告の陳述がみとめられたので、第3番手のお願いをしたい。」と訴訟の会に要請があった。



お知らせ

次回の口頭弁論は4月23日14時30～13:30 弁護士会館前集合後20分間のミニ行動13:50より抽選券配布、14時抽選（文責：芳賀）

4月23日第2回口頭弁論に80名の参加

次回は7月9日(金) 14:30

訴訟の会ニュース NO.4 2021.4.28

<街頭宣伝>

12時～午後1時、静岡市呉服町通青葉イベント広場前で街頭宣伝をしました。訴訟の会事務局のほか、賛同・協力する3団体の代表者等も参加し、街ゆく市民にアピールをしたほか、訴訟への参加を訴える新しいリーフレットを配布し、署名活動を行いました。

今後も口頭弁論期日に合わせて同様の活動をおこなっていくことにするとともに、月一度のペースで静岡市内にて街頭宣伝を継続することにします。日時は各団体代表者等にメールでお知らせします。



(街頭宣伝の様子)

<裁判所前ミニ集会>

13時半から裁判所前でのミニ集会も行われ、訴訟の会共同代表者の林さん、森さんや陳述者の有元さん、山梨から参加の川村さん、弁護団共同代表の伊藤弁護士などからのあいさつがありました。

その後、傍聴券抽選がありました。抽選券配布締め切りに時刻に間に合わない方が多く出て、抽選に参加できない事態になったことは次回以降の反省点で、ミニ集会の時間を短くして余裕をもって抽選券配布に備えたいと思います。



傍聴できなかった30名余は弁護士会館で意見陳述を述べた有元利通さんの陳述書と被告準備書面の概要について、事務局長の芳賀さんから説明がありました。

質疑・意見としては、静岡市は大井川水系に入っていないと位置付けられているが、「井川の住民は大井川の水を使っている」ので、住民の話聞いてほしい。「静岡市は井川の人々を見捨てたと同じ」などの意見があり、また林道や河川の管理権限についての質問がありました。

<第二回口頭弁論の様子>

(林弘文氏のメモを基に)

- 午後2時過ぎ、傍聴者が入廷する。係官からの注意事項の説明(撮影は許可した者だけ。マスク着用など)傍聴席は、1つずつ席をあけて着席。原告側弁護士ら9名、被告側弁護士5名

2:30 pm 開廷

裁判長：書面など、原告、被告の弁護士に確認

- ・次回の公判：7月9日(金曜日)午後2:30～

原告側の発言（被告弁護士の準備書面（1）に対する反論か）、7月2日までに書面で提出。

・次々回の公判：10月9日（金曜日）2：30～
裁判長 原告有本さんの意見陳述を許可

2：35 p m 有元原告の意見陳述。傍聴席からみて左側の壁をスクリーンに画像を映して自己紹介から始めて陳述。約10分間。

・日本山岳会会員であり、静岡支部長だったこと、今上天皇が会員であること。

・静岡県知事から委嘱されて、ボランティア活動として南アルプスの植物の保護活動をしてきたことを映像で示す。

・リニア新幹線トンネルを掘ると、地下水位が300mほど低下すると予測されたが、南アルプスは地下水でバランスが保たれている。地下水がなくなり乾燥すると崩壊するし、水が多すぎても崩壊する。

<報告集会の様子>（報告集会の様子や写真は佐野雅之さんのメモに基づいて報告します。）



マスクミからの質問の後、被告準備書面についての「私見」の説明が西ヶ谷弁護士からありました。



・リニアのトンネルが掘られると、これまでのボランティア活動が無駄になり認められない。

・東京地裁の中間判決で、原告の自分は原告の適格性がない、直接の被害を受けない、と否定された。国立公園を守るのは誰か。エコパークは市民運動のお陰で認められた。南アルプスはすべての人々の財産である。昨年12月25日の県の生物多様性専門部会で、貴重な動植物を守ることが大切との発言があった。

・裁判官のみなさん、南アルプスを歩いてみてください。（有元氏の意見陳述全文は別紙）

裁判長：書面を出してください。被告は、今日の陳述に対して反論を出してほしい。

西ヶ谷弁護士：5月末には出せる。

裁判長：5月29日までに提出してください。

・次回期日は7月9日（金）14：30～

・次々回期日は10月9日（金）14：30～

「毎秒2トンの減水」という数値はJR東海側の試算に基づくもので、それ以上の減水が生じない保証はない。JR東海は南アルプスの地質調査が不十分であり、主張は「机上の空論」に終始してしまっている。

南アルプスを愛する人々の主張を踏みにじるもの。追加の提訴も考えている。被告は周辺住民の生活を軽んじていると言わざるを得ない。」という趣旨を述べました。



西ヶ谷弁護士 有元さん

陳述者の有元利通さんは「南アルプスを守りたいという一心で活動している」として、法廷で陳述した内容を再度説明しました。

「リニア工事によって地下水位が下がり、崩落が進み、私たちが保護している高山植物も枯れてしまう可能性が大了。」

自然破壊によって静岡県、そして国民が損害

を被ることになります。到底認められません。

高校生を含むボランティア活動が無駄にならないよう、また、南アルプスの大自然の価値が失われることのないよう、裁判所はしっかりとご判断いただきたい。」と主張しました。

お知らせ

次回の第3回口頭弁論は7月9日14時30～

当日のスケジュール

12:00～13:00 呉服町青葉公園で街宣

13:30 弁護士会館前集合後15分間のミニ行動

13:50 より抽選券配布、14時抽選（文責：芳賀）